

3.1.6 郡山市

(1) 初動体制

3月11日の地震発生時は勤務時間中であったが、水道庁舎も被災したため庁舎内にいた職員は全員、公用車駐車場に参集し、安否確認を行った。水道局職員は147名(管理者、再任用職員、臨時職員を含む)であるが、震災時局舎内で勤務していた職員については、15時ごろ無事を確認、出張等で局外に出ていた職員についての確認は、15時半ごろとなった。

庁内点検については、電気の漏電やガス漏れ等による火災が発生していないか、15時半ごろ確認し、併せて局舎内の遮断器等をOFFにした。

施設パトロールについては、職員の安否確認後、市内4浄水場(豊田浄水場、堀口浄水場、熱海浄水場、荒井浄水場)、ポンプ場等の確認を実施した。

11日15時半過ぎに「郡山市災害対策本部」が設置されたことに合わせて、郡山市水道局対策本部を設置した。この対策本部は、水道事業管理者・局長の下、本部事務局、応急給水班(給水車、給水所担当)、物資調達班(ガソリン、灯油等の調達)、応急復旧班(漏水情報の受付、郡山市管工事組合との調整等)を設置して構成されるが、勤務時間内の震災であったことから、速やかに設置することができた。水道局災害対策計画では、水道局対策本部は局舎内に設けるものとしていたが、震災により局舎の安全性が確認できなかつたため、テントを公用車駐車場に張り対策本部とした。屋外のため、電話、OA端末機器等の通信手段が確保できず業務が停止したが、県支部所有の衛星電話を活用して状況収集に努めた結果、県内の浜通り、中通りを中心とする多くの水道事業体において、断水等水道施設の甚大な被害が確認されたことから、3月11日21時30分には、福島県支部として東北地方支部に給水車の応援要請を行った。

地震発生から復旧作業開始までの主な動きを表3.1.7に示す。

表 3.1.7 郡山市における初動体制

月日	時刻	主な動き
3月11日	14:46	・地震発生 ・職員は公用車駐車場へ避難
	15:30	・公用車駐車場にテント設営 ・災害対策本部を設置
		・電気の漏電やガス漏れのチェック ・局舎内の遮断器をOFF
		・4つの浄水場や増圧ポンプ場の点検
		・県内他市の被害状況を確認

	21:30	・日本水道協会東北地方支部に対し、給水車の応援を要請
3月12日	23:30	・放射能被曝のおそれから、福島県内への応急給水はできない旨の連絡あり
3月14日		・他都市から応援（浜通り地区へは派遣できない旨の回答）
3月18日		・応急復旧班（12班体制）を要請
3月25日		・応急復旧班（4班体制）、漏水調査班（3班体制）を要請

(2) 応急給水

応急給水は、発災当日の3月11日より開始した。当初は加圧式2m³給水タンク車3台、1m³給水タンク9台での給水開始であった。

その後、応援事業者からの給水車両として、姉妹都市等から3台が最初に到着した。中核市協定による派遣もあり、日本水道協会九州地方支部（長崎県支部）を中心として合計33台の給水車両の出動があった。

その他、郡山市災害対策本部の要望により、自衛隊1m³タンク車3台が3月12日から4月2日まで出動した。

給水方式としては拠点方式とし、病院施設30箇所では約410m³、学校施設10箇所では約100m³、老人ホーム25箇所では約110m³の給水を実施した。

また、各給水拠点等76箇所では約545m³を給水した。豊田浄水場の非常用給水設備ではエンジンポンプにより1時間に24m³を24時間体制で供給できた。なお、耐震性貯水槽については15箇所中13箇所を活用した。

(3) 応急復旧

応急復旧も発災当日より開始した。

平成17年に締結した地震等災害時における水道施設復旧等の応援に関する協定に基づき、郡山市管工事協同組合による10班編成の作業班の他、協業組合郡山市水道管理公社による12班編成の作業班を中心として、応急復旧に対応した。

漏水調査には、姉妹都市から2名が4月6日～4月10日の5日間、浄水施設構造物調査には、中核市協定による応援都市から2班が4月18日～5月17日の30日間、それぞれ派遣された。

郡山市における復旧経過を図3.1.12に、給水区域図を図3.1.13に示す。

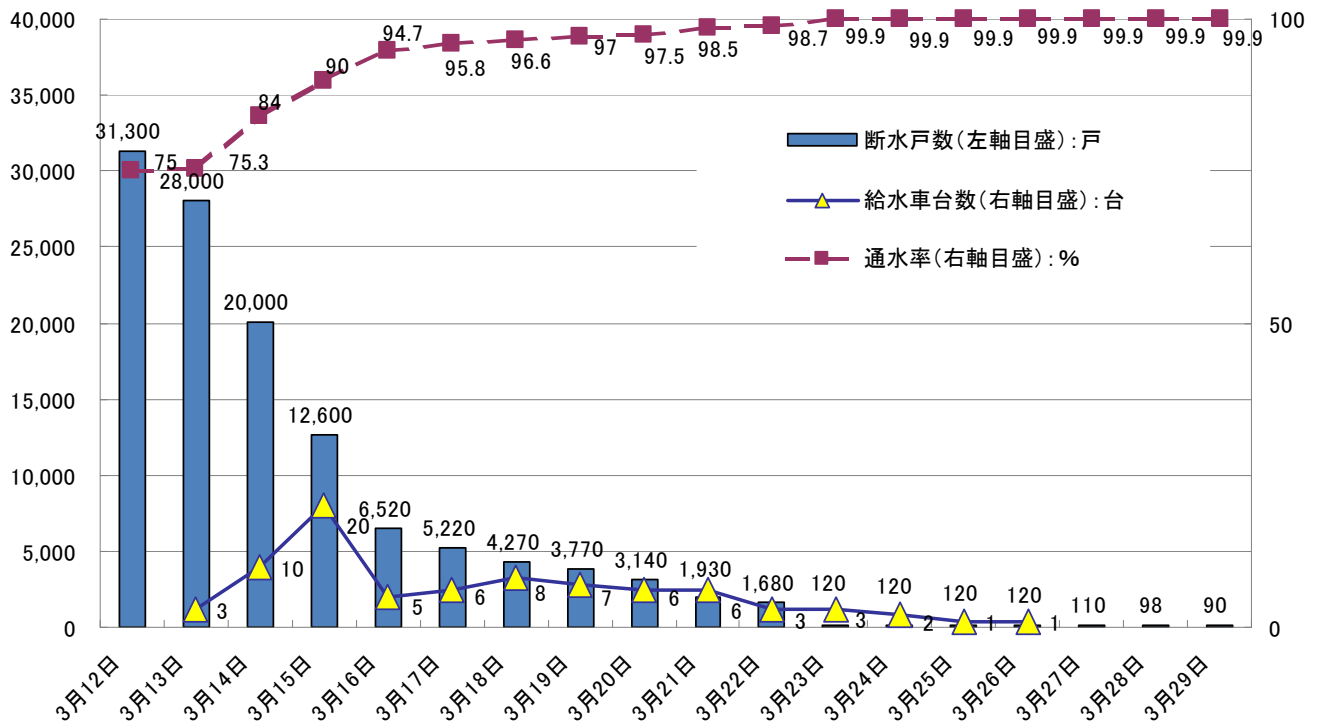


図 3.1.12 郡山市における復旧経過

上水道給水区域図

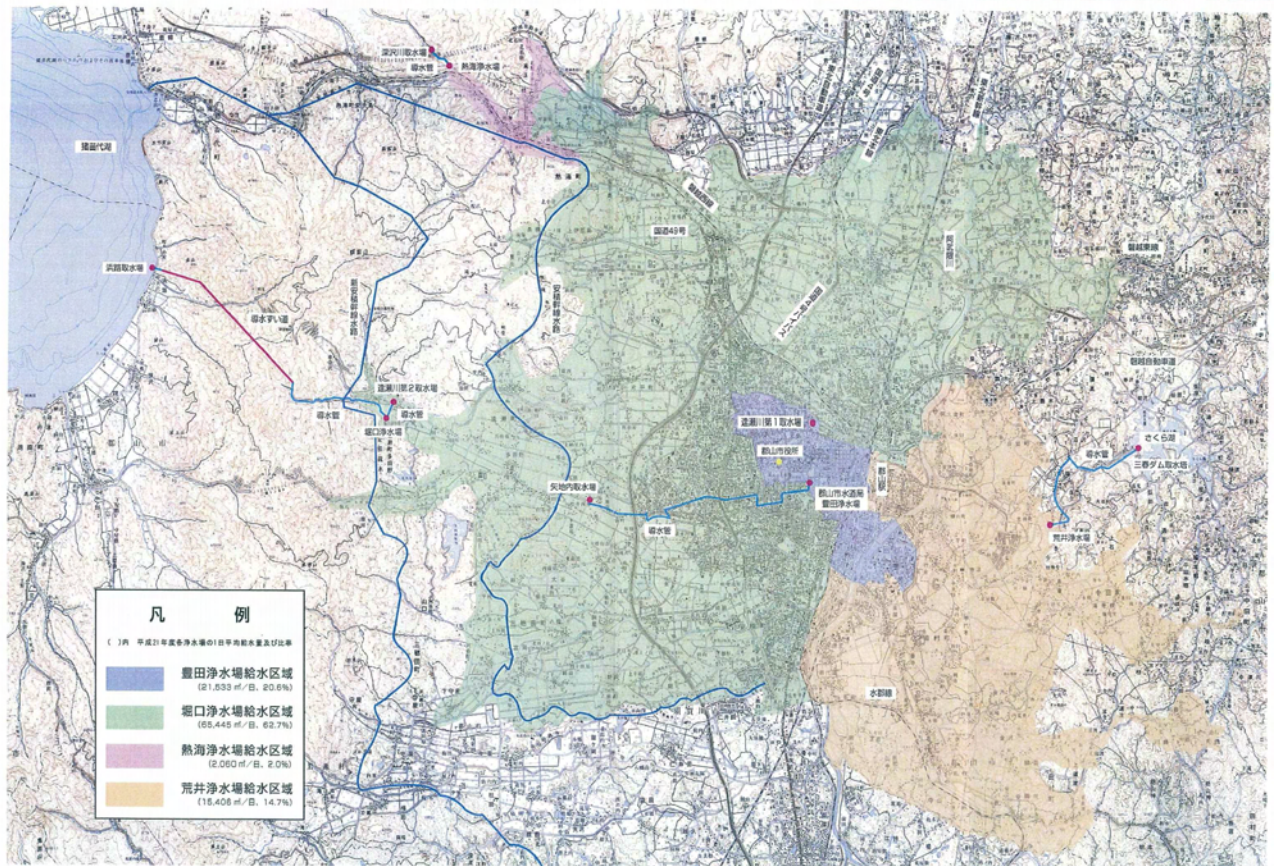


図 3.1.13 郡山市給水区域図